

四日市市告示第191号

都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、「別紙図面」は省略し、四日市市 都市整備部 市街地整備・公園課において縦覧する。

平成31年 3月29日

四日市市長 森 智広

公園名	位置及び区域	面積(m <sup>2</sup> )	供用開始日
羽津13号公園	四日市市大字羽津甲2651番12	116.00 m <sup>2</sup>	平成31年3月29日
松本11号公園	四日市市大字松本字大三ツ松1209番8	232.00 m <sup>2</sup>	平成31年3月29日
蒔田3号公園	四日市市蒔田四丁目297番15	201.00 m <sup>2</sup>	平成31年3月29日
山城菖蒲谷1号公園	四日市市山城町菖蒲谷682番42	163.00 m <sup>2</sup>	平成31年3月29日
追分1号公園	四日市市追分二丁目208番4	107.00 m <sup>2</sup>	平成31年3月29日

( 都市整備部 市街地整備・公園課 )